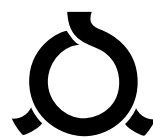


毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

○福島県核燃料税条例施行規則

## 規則

○福島県核燃料税条例の施行期日を定める規則

## 規則

福島県核燃料税条例の施行期日を定める規則及び福島県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福島県規則第八十六号

福島県核燃料税条例の施行期日を定める規則

福島県核燃料税条例(平成十九年福島県条例第六十八号)の施行期日は、平成十九年十二月三十一日とする。

福島県知事 佐藤 雄平

(財務領域税務企画グループ)

福島県規則第八十七号

福島県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県核燃料税条例(平成十九年福島県条例第六十八号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(重量割の課税標準の端数計算)

第二条 条例第五条第一項に規定する重量割の課税標準を計算する場合において、その計算の基礎となる重量に一キログラム未満の端数があるときは、その端数について小数点第四位以下の値を切り捨てる。

(申告書等)

第三条 条例第八条第一項の申告書及び同条第二項の修正申告書は、様式第一号による。

2 条例第八条及び第十条の納付書は、様式第二号による。

(更正、決定等の通知書)

第四条 条例第九条の通知書は、様式第三号による。

(賦課徴収)

第五条 核燃料税の賦課徴収については、前三条に定めるものを除くほか、福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の定めるところによる。この場合において、同規則第八条第二項中「課税資料」とあるのは「課税資料(核燃料税に係るものを除く。)」と、同条第三項中「その課税資料を」とあるのは「その課税資料を知事又は」と、同規則第八条の第二項から第四項まで、第九条、第十五条の六第二項、第二十五条の五、第三十二条第一号口及び第二号、第三十八条第二項及び第三項並びに第三十九条中「地方振興局長」とあるのは「知事又は地方振興局長」と、同規則第十一条の二中「地方振興局長」とあるのは「知事又は地方振興局長」と、「現金出納員」とあるのは「知事にあつては会計管理者、地方振興局長にあつては現金出納員」と、同規則第十五条の四第一号及び第二号中「地方振興局長」とあるのは「知事若しくは地方振興局長」と、同規則第二十五条第一項中「課税地を所管する地方振興局長」とあるのは「知事又は課税地を所管する地方振興局長」と、同規則第三十二条第一号イ中「納付又は納入の委託を受ける徴税吏員の所属する地方振興局長」とあるのは「知事又は納付若しくは納入の委託を受ける徴税吏員の所属する地方振興局長」と、同規則第三十八条第一項中「最寄りの地方振興局長」とあるのは「知事又は最寄りの地方振興局長」と、同規則第十八号様式から第十八号の三様式まで、第二十二号の四様式その一及び第五十一号の二様式中「監理官」とあるのは「監理官」と、同規則第二十二号様式その三中「福島県」とあるのは「福島県」とする。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十二月三十一日から施行する。

(福島県核燃料税条例施行規則の廃止)

2 福島県核燃料税条例施行規則(平成十四年福島県規則第一百五十六号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 福島県核燃料税条例(平成十四年福島県条例第七十三号)附則第五項に規定する核燃料税については、旧規則は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

4 この規則の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する任期中に限り、様式第二号(第三片)及び(第四片)中

「福島県会計管理者」の事務長「福島県出納長」の事務。  
 様式第1号 (第3条関係)

受付印		年 月分核燃料税		申告書 修正申告書	
福島県知事		年 月 日	※ 発行年月日	郵便貯金銀行 (郵便局)消印	確認印
原子炉設置者の主たる事務所の所在地		精 査 検 算			
原子炉設置者の名称及び代表者氏名		⑩			
この申告の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名	担当者名	電話番号 ( )	—
申告区分	摘 要	課 税 標 準	税 率	税 額	
申告額等	価額割	円	10/100	円	
	重量割	キログラム	1キログラムにつき8,000円		
申告額	合 計	円	10/100		
修正申告額等(ア)	価額割	円	10/100		
	重量割	キログラム	1キログラムにつき8,000円		

修正申告	合計	円	10/100	1キログラムにつき8,000円	
	当初申告額等(イ)	重量割	キログラム	1キログラムにつき8,000円	
納付額	合計				
	差引増差額(ア)-(イ)	価額割			
備考	この申告による納付金額	重量割			
		合計			

添付書類 付表

- 備考
- ※印の欄は、記入しないでください。
  - 重量割の課税標準について、核燃料の重量に1キログラム未満の端数があるときは、その端数については小数点第4位以下の値を切り捨てます。

付表

課税標準に関する明細書

原子炉設置場所					
原子炉名					
核燃料の発電用	福島県核燃料税法第1条第2項第1号該当(使用前検査合格日)	年 月 日			
原子炉への挿入	福島県核燃料税法第1条第2項第2号該当(定期検査終了日)	年 月 日			
課税対象核燃料(新規挿入分)	福島県核燃料税法第4条第2項第3号該当(装荷が終了した日)	年 月 日	課税対象とならぬ核燃料	再挿入	既挿入
挿入核燃料	核燃料の価	核燃料の重量合計	取得価額(価額割)		挿入核燃料

の 体 数 (単価別区分)	① (円/g)	② (g)	課税標準 ①×② (円)	分体数	分体数	の合計体数
合計	平均単価	総重量	総取得価額	④ 体	⑤ 体	③+④+⑤ 体
③ 体	円/g	g	円			

記載要領

- 申告書に添えて提出してください。
- この明細書は、発電用原子炉ごとに記載し、修正申告書に添えて提出してください。
  - 「核燃料の発電用原子炉への挿入年月日」とは、福島県核燃料税条例第4条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日をいいます。
  - 「新規挿入分」とは、初めて原子炉へ挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。
  - 「再挿入分」とは、福島県核燃料税条例施行日前に原子炉へ挿入された核燃料で再び炉内へ挿入されたものをいいます。
  - 「既挿入分」とは、福島県核燃料税条例施行日前から原子炉へ挿入された核燃料又は新規挿入分として課税された核燃料で炉内に挿入されているもの(再挿入分を除く。)をいいます。

様式第2号 (第3条関係)  
(第1片)

納 付 書 (表)

福島県徴収金

年 度	税 目	期 別	会 計	番 号
年度	核 燃 料 税	月分	一 般 会 計	第 号
納税者	区 分	十 億 千 百	十 万 千 百 十 円	
所在地及び名称	県 税			
代表者氏名	延 滞 金			
	過少申告加算金			
	不申告加算金			
	重 加 算 金			
	合 計			
上記の金額を納付します。	日 計	指定金融機関・ 収納代理金融機関 受 付 印		
年 月 日	口 円			

(裏)

## 記入上の注意

## 1 延滞金は、次により計算してください。

(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））。以下同じ。）で計算します。なお、次のような場合には、次のそれぞれの期間について年7.3パーセントの割合で計算します。

ア 修正申告により増額した税額を納付する場合 修正申告書を提出した日までの期間及びその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

イ 更正又は決定があったことにより不足税額を納める場合 更正又は決定通知書に記載された納期限までの期間及びその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。

(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

## 2 「過少申告加算金・不申告加算金・重加算金」は、（更正・決定・加算金決定）通知書に記載してある加算金額によります。

備考 他に必要な事項があるときは、欄外に記入してください。

(第2片)

## 領 収 証 書

年 度	税 目	期 別	会 計				番 号						
年度	核 燃 料 税	月分	一 般 会 計				第 号						
納税者			区 分	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
所在地及び名称			県 税										
代表者氏名			延 滞 金										
			過少申告加算金										
			不申告加算金										
			重 加 算 金										
			合 計										
			備考					領収日付印					
上記の金額を領収しました。													
年 月 日													
領収機関名													

(第3片)

領 収 済 通 知 書

福島県徴収金

調定区分	執行機関	年度	調定番号	内訳番号	年 度	税 目	期 別			
					年度	核燃料税	月分			
会 計	略科目	説 明	事 項	節内訳	細々節	予算種別	納付目的	債 務 者	会 計	番 号
								一般会計	第	号
領収済みにつき通知します。			納税者			区 分	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
年 月 日			所在地及び名称			県 税				
福島県会計管理者 様			代表者氏名			延 滞 金				
福島県指定金融機関						過少申告加算金				
						不申告加算金				
						重 加 算 金				
						合 計				
						領 収 済 表 示		經由県指定金融機関受付印	領 収 日 付 印	
科 目	当 初	減 額	減額後	過誤納額	減 額 表 示	過誤納金発生表示				
県 税	円	円	円	円						
					・ ・					
計							台帳作成 No.			
延滞金調定				円	滞納処分表整理					

(出納機関用)

(第4片)

納 付 済 通 知 書

福島県徴収金

年 度	税 目	期 別	会 計	番 号						
年度	核燃料税	月分	一 般 会 計	第 号						
領収済みにつき通知します。			納税者			区 分	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
年 月 日			所在地及び名称			県 税				
福島県知事 様			代表者氏名			延 滞 金				
福島県会計管理者						過少申告加算金				
						不申告加算金				
						重 加 算 金				
						合 計				
						納 付 済 表 示		經由県指定金融機関受付印	領 収 日 付 印	
科 目	当 初	減 額	減額後	過誤納額	減 額 表 示	過誤納金発生表示				
県 税	円	円	円	円						
					・ ・					
計							台帳作成 No.			
延滞金調定				円	滞納処分表整理					

(納入権者通知用)

## 様式第3号 (第4条関係)

年		月分核燃料税 (更正・決定・加算金決定) 通知書		年 月 日	
様 福島県知事 閣					
核燃料税について、次のとおり更正・決定・加算金決定しましたので、通知します。 この不足税額及び加算金の納期限は、 年 月 日と指定しましたから、納付書により最寄りの福島県指定金融機関に納付してください。					
区 分	摘 要	課 税 標 準	税 率	税 額	税 額
更 正 額 等 (ア)	重量割	キログラム	1キログラムにつき8,000円		
	合 計				
既に納付の確定した額等 (イ)	価額割	円	$\frac{10}{100}$		
	重量割	キログラム	1キログラムにつき8,000円		
	合 計				
差 引 不 足 税 額 (ア)-(イ) (ウ)	価額割				
	重量割				
	合 計				
区 分	分	基礎となる額	乗 ず る 率	金 額	額
過 少 申 告 加 算 金 (エ)		円	$\frac{100}{100}$		円
不 申 告 加 算 金 (カ)			$\frac{100}{100}$		
重 加 算 金 (カ)			$\frac{100}{100}$		

## 納付すべき合計額

(ウ)+(エ)+(カ)+(カ)

申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日

不足税額については、申告納付期限（ 年 月 日）の翌日から納付の日までの期間に及び、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

- 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した場合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した場合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）で計算します。
- 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。  
(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に異議申立てをすることができ、（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 処分の取消の訴えは、この処分についての1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなり、また、ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。

- 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため

緊急の必要があるとき。  
(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(財務領域税務企画グループ)